

第78回彩の国建設工事の入札及び契約事務適正化委員会 議事概要

1 日時

令和6年7月31日（水） 午後2時～午後3時

2 場所

ZOOMによるWEB会議形式

3 出席委員

二宮委員長、小川副委員長、加藤委員、宮西委員、八木澤委員、眞砂委員

4 報告事項

- (1) 公共調達について
- (2) 令和5年度県発注工事の状況について

【質疑応答及び意見】

①-1

委員： 合冊入札の試行について、不調不落の恐れがある工事を含む2つの工事の入札を1件にまとめて執行することに、どんなメリットがあるのか。

事務局： 単独の入札を行った際、不調不落になってしまう可能性のある工事と応札の多い人気のある工事の入札をまとめて行うことで、不調不落を減らすことができる。

①-2

委員： 2つの工事を同じ業者が行う必要があるということによろしいか。

事務局： 同じ業者が施工していただく必要がある。契約については、別々の契約とし、それぞれ現場代理人、技術者を配置していただくこととしている。また、現場代理人、技術者の兼務制度もあり、要件が整えば同じ現場代理人、技術者で施工することも可能としている。

①-3

委員： 単独だと手をあげないような工事に能力的に問題のない企業を呼び込もうとする取組ということか。

事務局： 施工条件が厳しく札が入りにくい工事についても、札が入りやすい工事とセットで発注することで応札を呼び込もうとする取組である。

①-4

委員： 不調不落になりやすい工事で、工事規模が小さいなど企業にとって
応札するメリットが少ない場合でも、そのほかに規模の大きい工事があるため、そちらで利益をとることで小さい工事も受注してもらおうというイメージで納得してもよろしいか。

事務局： 2つの工事があることで、会社の方でトータル的な人の配置や機材の調達など工夫する余地が生まれる。不人気なものも人気なものに合わせて入札することで執行可能であると判断してもらえることがある。それを今回制度化させていただいた。

②-1

委員： 入札金額は工事ごとに入れることが可能か。

事務局： 入札金額は合計金額としている。契約の際は、落札率を均等にかけ、それぞれ契約金額としている。

②-2

委員： まだ始まったばかりではあるが、県として合冊入札の試行の取組についてどのように評価していて、今後本格稼働させていく予定か考えがあれば教えてください。

事務局： 令和5年度は14件の合冊入札を行った。そのうち取りやめとなったのは4件。元々不調不落になりやすい工事を実施していながら、この件数に収まったことから、一定の評価をしている。今後も継続的に入札状況を見ていきながら、本格運用を考えていきたい。

5 審議事項及び結果

令和5年度県発注工事に係る次回以降の審議事案の抽出について

下記(1)から(4)の考え方に基づき案件を抽出する。

(1) 入札結果等を踏まえた抽出

低入札価格契約案件や落札率が高い案件、随意契約のうち金額が高額なものなど確認の必要がある案件を抽出。

(2) 合計の案件数は、近年の契約件数が2,500件程度で推移していることを考慮し、例年と同様に7件とする。

(3) 入札方式別で案件数を調整する。

- ① 件数の9割を占める一般競争入札から4件
 - ・一般競争入札（WTO）
 - ・一般競争入札（総合評価）低入札価格
 - ・一般競争入札（総合評価）技術習得型JVによる執行
 - ・一般競争入札（価格競争）合冊入札の試行
- ② 指名競争入札から1件
- ③ 随意契約のうち第1号（250万円以下の工事）以外のものから2件
- (4) 抽出にあたっての留意点
 - ・一つの業種に偏ることがないように配慮
 - ・多くの課所を審議するため、昨年度審議した課所は除外
 - ・試行や改正等があった制度により執行された案件を積極的に選択

【質疑応答及び意見】

③-1

委員： 基本的な考え方は、例年通りで間違いはないか。

事務局： 概ね例年通りである。随意契約は、2号随契と5号随契を抽出した。昨年は6号随契を審議していただいたため、別の案件を選定した。

③-2

委員： 案件5のダム工事について、金額が安いように感じるがどのような工事なのか。

事務局： こちらは水を貯める大きいダムではなく、山をせき止める治山ダムである。土が流れるのを止めるダムのため、金額が低い。

③-3

委員： 1.5億以上の指名競争入札が1件あるが、こちら指名競争にせざるを得ない理由があったのか

事務局： 状況により一般競争入札の適用を除外する規程があるため、指名競争入札とした。

委員： 202件の中から1件を選ぶ中で、目立っている金額の大きい案件を選ぶのではないかと考えた。数ある指名競争入札の中からこの1本を選んだ理由が、明確であるといい。

事務局： 上記（1）から（4）の考え方にに基づき、発注部局や工種などバランスを見ながら案件を抽出した結果、指名競争入札は、この金額帯の

案件となった。

委員： 第三者から見たときに、2500件あるうちの7件、200件の内の1件を選ぶため、どこに配慮しながらやってきたかを県民に知ってもらえた方がよい。バランスを見ながらこの7件を抽出したと説明できれば充分であると感じた。

令和5年度県発注工事に係る次回以降の審議事案の抽出について、審議の結果下記のとおり決定した。

【抽出工事一覧】

- ・ 023行改第303号 行田浄水場監視制御設備等更新工事
(一般競争入札(WT0)、行田浄水場)

- ・ 総A除) 23所沢西高校特別教室棟防音校舎復温除工事
(一般競争入札(総合評価)、設備課)

- ・ 総選除) 右岸流域処理場3系水処理電気設備改築工事
(一般競争入札(総合評価)、荒川右岸下水道事務所)

- ・ (合冊工事) 3507交付金(河川)整備工事(護岸工その11)
(一般競争入札(価格競争)、朝霞県土整備事務所)

- ・ 5大野復旧治山工事(その2)
(指名競争入札、寄居林業事務所)

- ・ 3055川の再生推進工事(大相模調節池水上デッキ整備工(設計・施工)) (下部工)
(随意契約(随契2号)、越谷県土整備事務所)

- ・ 河川改修(水辺)工事(元荒川護岸修繕工) 602
(随意契約(随契5号)、杉戸県土整備事務所)

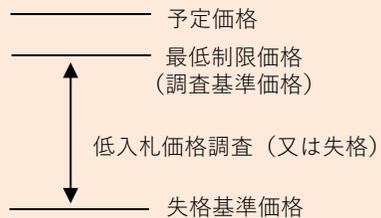
1 公共調達改革の主な取組



2 ダumping対策

最低制限価格等の適切な見直し

- 公共工事における品質低下と下請けへのしわ寄せを防止するため、調査基準価格等を設定
- 公契連のモデルを適用し、最新モデルを活用



最低制限価格算定式(R4.4~)

【算出式】

- ①直接工事費×0.97
 - ②共通仮設費×0.90
 - ③現場管理費×0.90
 - ④一般管理費×0.68
- ※設定範囲0.75~0.92

失格基準の適切な見直し

- 失格基準価格を調査基準価格に近付けることにより、制度の実効性を確保

R3.12~ 失格基準価格を引上げ

【調査基準価格 - 失格基準価格 (ポイント差)】
 (見直し前) (見直し後)
 約20pt → 約10pt (国と同水準)

低入札における契約条件の厳格化、監督の強化

- 不履行への対応強化
- 手抜き工事防止

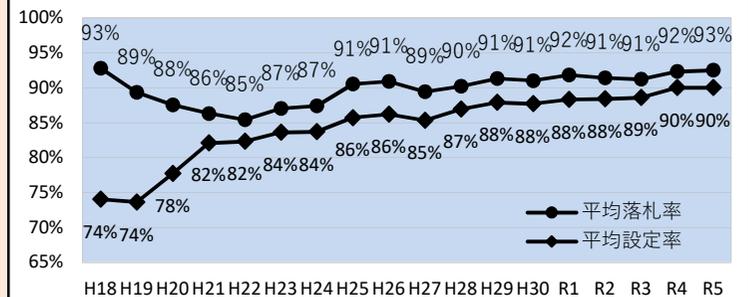
【契約条件の厳格化】

- 追加技術者の配置
- 契約保証金の増額 (1割→3割)
- 前払金の減額 (4割→2割)

【監督・検査の強化】

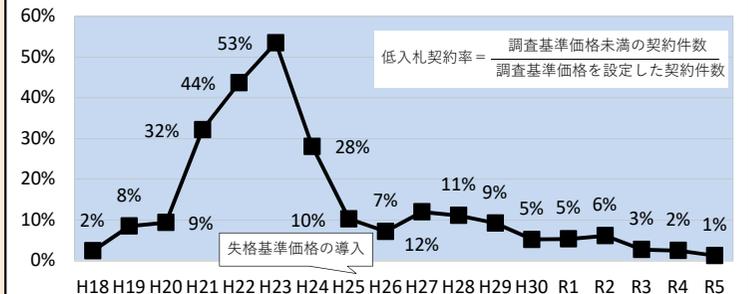
- 追跡調査の実施 など

<調査基準価格等の平均設定率と平均落札率の推移>



落札率は高水準で安定

<低入札契約率の推移>



低価格契約率は低水準で推移

1 基本的な考え方

公共工事の県全体の発注方針である「埼玉県公共事業等施行方針」に基づき、県内企業にできることは全て県内企業に発注することを基本として、公共事業の執行に努めている。

2 県内企業の受注機会確保のための主な取組

○ 分離・分割発注の推進

⇒入札における 公平性、競争性が確保される範囲内で、可能な限り分離・分割発注を推進

○ 地域要件の適切な設定

⇒県内企業の受注機会が確保できるよう、企業の所在地要件を設定

○ 総合評価方式の実施

⇒優秀工事表彰、地域の諸事情に詳しい地元企業やボランティア活動及び災害防止活動の実績を評価

○ 技術習得型JVの実施

⇒県内企業への技術移転が見込まれる工事の入札において、構成員に県内企業を含むJV限定の入札を実施

○ JV工事における施工実績の適正な評価

⇒令和2年10月 JVの施工実績に係る運用指針の策定

【JV工事で施工した実績の評価方法】

(1) 施工実績として契約額を求める場合

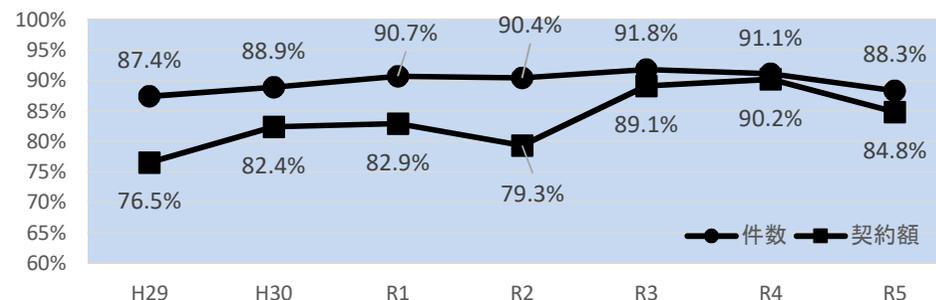
JV構成員の契約額 = JV契約額 × 出資割合

(2) 施工実績として施工量を求める場合

JV構成員の施工量 = JV施工量 × (構成員の出資割合 / 代表構成員の出資割合)

3 県内企業の受注状況

■ 県内企業の受注状況の推移



令和5年度は件数で概ね9割、契約額で過年度と概ね同水準で推移【減少要因】

・特殊な機器の製作やノウハウが必要で県内業者が単独で受注しにくい設備工事の割合が高かったため。

■ 令和5年度業種別県内受注率

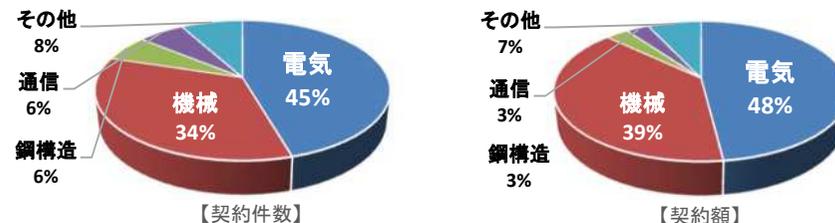
() 内は、R4年度

	土木	建築	設備	全体
契約件数	99% (98%)	98% (99%)	56% (60%)	88% (91%)
契約額	99% (99%)	99% (100%)	43% (46%)	85% (90%)

土木：土木+とび土工+舗装 設備：機械+電気

業種別では設備工事の県内受注率が低い傾向にある

■ 令和5年度業種別県外企業受注状況



県外企業が受注している工事は、設備工事（電気、機械）が件数ベースで8割、契約額ベースで9割

近年の主な入札契約制度の改正等

資料1

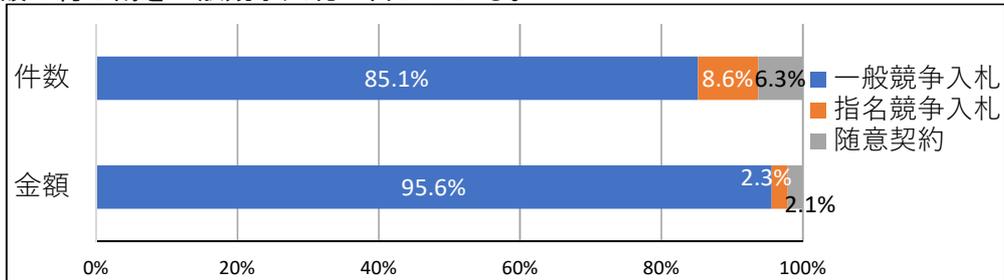
令和2年2月1日から令和6年3月31日までに適用した入札契約制度の改正等

適用年月日	制度名	改正等概要
令和2年2月1日以降の公告等	地域の守り手企業育成型の一般競争入札の試行	入札参加条件として「県との災害防止活動等協定等締結」及び「県の発注工事実績又は県の除雪業務契約実績」を規定 応札可能者を10者以上とする
令和2年10月1日以降の公告等	埼玉県共同企業体取扱要綱	大規模な工事において、混合入札(単体とJVが参加)を原則 実施から実施可に変更
令和2年10月1日から適用	特定JV工事の施工実績に係る運用指針	特定JVとして施工した工事の施工実績を評価するための基本的な手法を策定
令和3年2月15日以降の公告等	建設工事の競争入札における1者入札の取扱いについて	一般競争入札における1者入札を限定的な執行から原則執行に変更
令和3年12月1日以降の公告等	埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領 建設工事に係る低入札価格調査及び追跡調査の運用に関する基準	失格基準価格、数値的判断基準を算出する際に、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に乗ずる係数の変更
令和4年4月1日以降の公告等	埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領 埼玉県建設工事等最低制限価格制度実施要領 建設工事に係る低入札価格調査及び追跡調査の運用に関する基準	調査基準価格、最低制限価格を算出する際に、一般管理費等に乗ずる係数の変更
令和5年2月1日以降の開札	建設工事等の入札金額見積内訳書の取扱い	対象とする案件の拡大、「不備な内訳書」の判断基準の厳格化
令和5年4月1日以降の公告等	建設工事に係る低入札価格調査及び追跡調査の運用に関する基準	低入札価格調査における基本調査を廃止し、詳細調査に統一することで、低入札価格調査制度を厳格化
令和5年4月1日以降の公告	合冊入札の試行について	不調不落のおそれがある工事を含む2つの工事の入札を1件にまとめて執行、工事ごとに契約する入札方式を試行

令和 5 年度県発注工事の状況について

1 入札方式別

設計金額 5 百万円以上は一般競争入札を基本としており、件数で約 8 割、金額で約 9 割を一般競争入札が占めている。



入札方式別 執行状況（平成 30 年度～令和 5 年度）

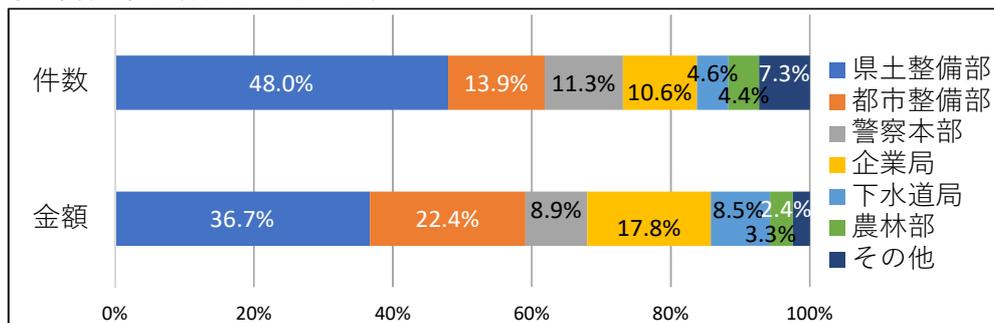
年度	一般競争		指名競争		随意契約		合計 (件)
	件数	率	件数	率	件数	率	
H30年度	1,972	83.6%	224	9.5%	164	6.9%	2,360
R元年度	1,987	77.2%	317	12.3%	270	10.5%	2,574
R2年度	2,037	81.3%	227	9.1%	242	9.7%	2,506
R3年度	2,269	86.3%	208	7.9%	153	5.8%	2,630
R4年度	2,043	82.6%	229	9.3%	200	8.1%	2,472
R5年度	2,011	85.1%	202	8.6%	149	6.3%	2,362

2 発注機関別

件数、金額ともに県土整備部が最も多くの割合を占めている。

件数別では、県土整備部に次いで、都市整備部、警察本部、企業局、下水道局、農林部の順となっている。

金額別では、県土整備部に次いで、都市整備部、企業局、警察本部、下水道局、農林部の順となっている。



3 業種別

件数別では、土木、電気、舗装、とび、建築、管、機械の順となっている。
金額別では、土木、電気、建築、とび、機械、舗装、管の順となっている。

